

令和8年度 越谷市 イネカメムシ防除対策事業費補助金

イネカメムシを薬剤により計画的に防除する
農業者の皆さまを支援します



近年、暖冬などの影響により埼玉県内においてもイネカメムシが多発しています。

イネカメムシの被害を受けると、「不稔米^{ふねんまい}」や「斑点米^{はんてんまい}」が生じ、米の収穫量や品質に影響を及ぼすため、薬剤により計画的に防除する農業者を対象に予算の範囲内において補助金を交付します。

補助額: 防除面積 10 アールあたり1,000円

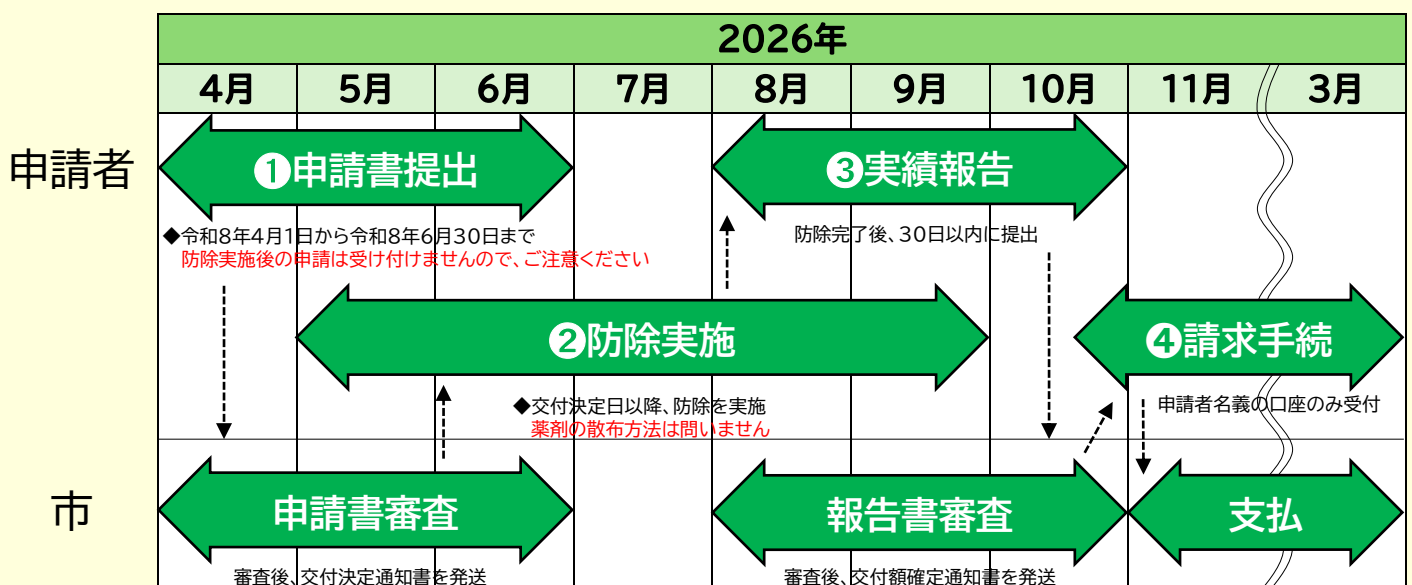
(1,000円未満切り捨て。また、申請者多数の場合、減額となる可能性があります。)

補助対象者: イネカメムシを薬剤により防除する農業者(個人又は法人)

補助対象農地: 以下の要件をすべて満たす市内の現況田の農地

- ① 所有する農地又は法に基づき耕作する権利が明確な農地
- ② 防除計画に基づき、適正に薬剤を使用して防除をした農地

補助金交付までのスケジュール



※ 補助金交付までの基本的なスケジュールであり、日付が前後する可能性があります。
(例: デジタルメカブリアのみの防除 5月10日に防除が完了した場合、6月8日までに実績報告など)

① 申請書提出 農業振興課窓口、郵送(消印有効)又は電子申請により ご不明な点がございましたら、農業振興課までお問い合わせください。

申請期間 **令和8年4月1日から令和8年6月30日**

防除実施後の申請は受け付けませんので、ご注意ください。

提出書類 **1 交付申請書(様式2)** **2 防除計画書(様式1)**

ホームページよりダウンロード又は窓口にて配布

添付書類 **I 本人確認書類の写し**

【個人】運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等
【法人】登記事項証明書(3か月以内)
ただし、認定農業者の場合、農業経営改善計画認定書により代用可

II その他市長が必要と認める書類の提出を求める時があります。

◆ また、以下の書類をお持ちの方は、申請時にお持ちください。

- ①農地の所在が分かる書類
- ②散布予定の薬剤の注文数が分かる書類

② 防除実施

補助対象となる薬剤は、以下の12種類(越谷市農業協同組合の推奨薬剤)

- | | | |
|--------------------|---------------------|------------------------|
| 1 スタークル液剤10 | 2 キラップフロアブル | 3 トレボン乳剤 |
| 4 スタークル豆つぶ | 5 スタークル顆粒水溶剤 | 6 アルバリン顆粒水溶剤 |
| 7 ダントツ水溶剤 | 8 スミチオン乳剤 | 9 スタークル粒剤 |
| 10 アルバリン粒剤 | 11 キラップ粒剤 | 12 デジタルメガフレア箱粒剤 |

* 薬剤の散布方法(散布機、ドローン等)については、問いません。

③ 実績報告

報告期間 **防除完了後、30日以内**

提出書類 **1 実績報告書(様式7)** **2 防除報告書(様式8)**

添付書類 **I 使用した薬剤が分かる書類**

薬剤名、容量、数量が記載されている納品書や領収書など。

II その他市長が必要と認める書類の提出を求める時があります。

④ 請求手続

提出書類 **1 交付請求書(様式10)**

振り込み先は、申請者名義の口座としてください。



お問い合わせ先

越谷市 環境経済部 農業振興課 (市役所第三庁舎4階)

☎ 048-963-9193(直通)



市HPのQRコード